遺産分割協議書

被相続人　山田　太郎　（令和元年8月1日死亡）

最後の住所　〇〇県〇〇市2－29－1

本　籍　〇〇県〇〇市497

登記簿上の住所　〇〇県〇〇市3－24－14

上記被相続人の遺産について、次のとおり遺産分割協議を行った。

　前記被相続人　山田　太郎（令和元年8月１日死亡）の相続人である　山田　小次郎、　山田　花子は、被相続人の遺産について、次のとおり分割を協議し、決定した。

1.　相続人　山田　小次郎は、次の不動産を取得する

土地　所在　〇〇県〇〇市3丁目

　　　　地番　24番14

　　　　地目　宅地

　　　　地積　160.05m2

建物　所在　　　　〇〇県〇〇市3丁目24番地14

　　　　家屋番号　24番14

　　　　種類　　　　居宅

　　　　構造　　　　鉄骨造ストレート葺

　　　　床面積　　1階　65.32m2

　　　　　　　　　 　2階　51.21　m2

3階　48.11ｍ２

2.相続人　山田　花子は下記の財産を取得する

〇〇銀行〇〇支店の被相続人名義の預金　普通預金　口座番号　0876543　の残高全額

〇〇銀行〇〇支店の被相続人名義の預金　定期預金　口座番号　0876543　定期預金番号12～22番のすべて

3.相続人　山田　花子は被相続人の債務全てを継承する。

（後日判明した財産）

4.本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産は、相続人　山田　花子が　全てこれを取得する。

上記協議の成立を証するため、署名押印したこの協議書を2通作成し、各自1通保有する。

令和元年10月6日

住所　〇〇県〇〇市2－29－1

相続人　山田　小次郎　　実印

住所　〇〇県〇〇市1－12－15－401

相続人　山田　花子　　実印